

葛飾区環境美化の日クリーン作戦

ご近所同士でぜひ、ご参加ください

【担当課】 地域振興課 ☎5654 - 8229

区では、毎年5月の最終日曜日を「葛飾区環境美化の日」と定め、区内全域で一斉清掃活動を行うクリーン作戦を実施しています。

クリーン作戦は、区内の自治町会が参加し、道路や公園など公共の場所の清掃活動を行う取り組みです。毎年、大人から子どもまで幅広い年齢層の方の参加・協力を得て、まちをきれいにしています。

クリーン作戦の開始時間は、自治町会ごとに異なりますので、自治町会に直接お問い合わせください。

「ごみのない、きれいで清潔なまち」にするために、皆さんのご参加・ご協力をお願いします。



江戸川クリーン大作戦

平成26年度は、
約41,000人、236団
体が参加し、約45トン
のごみを回収！

当日は江戸川・荒川の河川敷でも清掃活動を行います。参加方法など、詳しくは地域振興課までお問い合わせください。

ごみのポイ捨て・歩きたばこは絶対にやめましょう

区では、快適で住みよい地域社会を形成するため「葛飾区きれいで清潔なまちをつくる条例」を施行し、ごみのポイ捨てや歩きたばこなどを禁止しています。

現在、区内全12駅周辺で直接注意を行うパトロール活動や、駅・イベント会場でのキャンペーン活動などを実施し「ごみのない、きれいで清潔なまち」をめざしています。

葛飾区きれいで清潔なまちをつくる条例

区内の道路、駅前広場、公園、河川敷、その他公共の場所で次の行為は禁止されています。

- ▷ 歩きたばこ
- ▷ 吸い殻や空き缶などのポイ捨て
- ▷ 飼い犬・猫などのふんの放置
- ▷ 自転車運転中の喫煙
- ▷ ガムの吐き捨て
- ▷ 落書き

5月31日(日)は

世界禁煙デーです



世界保健機関(WHO)は5月31日を「世界禁煙デー」に定め、たばこの害について啓発し、喫煙しないことが一般的な社会になることをめざしています。

【担当課】 健康づくり課 ☎3602 - 1268

「その煙、迷惑では？」

毎日の通勤で駅へ向かう道すがら、喫煙していませんか。あなたの後ろを歩く人は、吸いたくなくてもたばこの煙を吸うことになり、つらい思いをしているかもしれません。

たばこは、外見からは紙と葉とフィルターだけでできているものと思われがちですが、その煙には、ホルムアルデヒド、アンモニア、トルエンなど、200種類以上の有害物質が含まれています。また、自然界に無い臭いや刺激が目や鼻、呼吸器にも不快感を与えます。

「家族はたばこを吸わないのに、通勤時や近所の方の喫煙で困っています」という苦情が保健所に寄せられています。喫煙者にとっては何気ない行為でも、周りの非喫煙者にとっては大きな問題です。喫煙者は、受動喫煙で困っている方への配慮をお願いします。

保健所が小学校で実施した出前講座「喫煙防止教室」後の感想

家族がたばこを吸うので禁煙させたい

たばこを吸っている親の体が心配です

お父さんがたばこを吸わなくても、リラックスできるようにしてあげたい

自分の父がたばこをやめると言いつつやめられない理由が分かった

アンケートで「家族にたばこを吸う人がいる」と答えた割合は53%(平成26年度)で、児童の半数以上の家族が喫煙しています。子どもたちは、保健師が話す「たばこの害」を聞いて「自分が大人になってもたばこは吸わない」と心に誓うとともに、喫煙している家族は病気になってしまうのではないかと心配しています。

子どもたちが家族の健康を願い、たばこをやめてほしいと思う気持ちを受け止め、ぜひ禁煙に挑戦してはいかがでしょうか。

ストップ! 自転車運転中のルール違反

【担当課】 道路管理課

6月1日(月)の改正道路交通法施行に伴い、3年以内に自転車運転中の危険なルール違反を2回以上繰り返すと、違反者に講習の受講が義務付けられます。

なお、受講命令に違反した場合、5万円以下の罰金が科せられます。

自転車運転者講習の対象となる主な危険行為

信号無視

遮断踏切立ち入り

指定場所一時不停止など

歩道通行時の通行方法違反

制動装置(ブレーキ)不良自転車運転

酒酔い運転

その他の危険行為

- ▷ 通行禁止違反
- ▷ 交差点安全進行義務違反など
- ▷ 歩行者用道路における車両の義務違反(徐行違反)
- ▷ 交差点優先車妨害など
- ▷ 通行区分違反
- ▷ 環状交差点安全進行義務違反など
- ▷ 路側帯通行時の歩行者の通行妨害
- ▷ 安全運転義務違反

詳しくはお問い合わせください。

【問い合わせ】 葛飾警察署 ☎3695 - 0110 亀有警察署 ☎3607 - 0110

ボランティア保険の加入受付を開始します

【対象】 区内でボランティア活動をしている団体の指導者およびボランティア活動を行う参加者

【保険内容】 表1の通り

【保険期間】 7月1日から1年間

【保険料】 無料(区が負担)

【申込方法】 団体の代表者は6月8日(月)までに表2の担当課にお申し込みください。6月9日(火)以降も申し込みできますが、7月2日(木)以降の保険適用となります。昨年度の加入団体も再度申し込みが必要です。

【担当課】 総務課

(表1)

保険内容		補償限度額
損害賠償責任保険	身体賠償	最高 1人 1億円
	財物賠償	最高 1事故 2億円
	保管物賠償	最高 1事故 1,000万円
傷害保険	死亡	最高 1事故 500万円
	後遺障害	1人 10~335万円
	入院	日額 5,000円(180日限度)
	通院	日額 1,000円(90日限度)

申し込み・問い合わせ

(表2)

団体	担当課	電話番号
PTA	地域教育課(区役所4階407番)	5654 - 8589
子ども会・青少年健全育成団体		5654 - 8482
心身障害者福祉活動団体など	障害福祉課(区役所2階201番)	5654 - 8262
高齢者福祉活動団体など	高齢者支援課(区役所2階201番)	5654 - 8256
自治町会など	地域振興課(区役所4階405番)	5654 - 8219
国際交流ボランティア団体	文化国際課(立石6-33-1かつしかシンフォニーヒルズ別館2階)	5670 - 2259
リサイクル活動団体・清掃協力会など	清掃事務所(区役所敷地内)	3693 - 6113
生徒・児童対象スポーツ団体など	生涯スポーツ課(奥戸7-17-1総合スポーツセンター内)	3691 - 7111
公立学童保育クラブ父母会	育成課(区役所4階401番)	5654 - 8265
私立幼稚園父母会	子育て支援課(区役所4階401番)	5654 - 8297
私立学童保育クラブ父母会		
私立保育園父母会		
区立保育園父母会	保育管理課(区役所4階401番)	5654 - 8268

上記以外の団体は、活動内容に応じて関連の担当課にお問い合わせください。